

新型インフルエンザ等対策閣僚会議（第4回） （持ち回り開催）

日 時：令和2年7月3日（金）

議 題：

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の一部改正について

（資 料）

資料 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の一部改正について（案）

参考資料 「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の一部改正について（案）新旧対照表

(案)

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」の一部改正について

令和 2 年 7 月 日
 新型インフルエンザ等
 対策閣僚会議
 決 定 案

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定)の一部を次のように改正する。

3 (1) の表を次のように改める。

名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項(新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。)	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項(医療・公衆衛生に関する分科会及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。)	新型コロナウイルス感染症対策に関する事項(ワクチン接種に係る事項を含む。)

3 (5) の次に次の通り加える。

(6) 有識者会議は、有識者会議の長が認める場合は、分科会の議決をもって有識者会議の議決とすることができる。

「新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」
 (新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定)新旧対照表(案)

(下線部は修正箇所)

改正案	現行
<p data-bbox="245 512 799 595">新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について</p> <p data-bbox="245 656 799 882">新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。</p> <p data-bbox="245 943 799 1025">1 新型インフルエンザ等対策有識者会議</p> <p data-bbox="261 1039 799 1167">(1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。</p> <p data-bbox="261 1180 799 1361">①新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づく意見。</p> <p data-bbox="261 1375 799 1503">② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。</p> <p data-bbox="261 1516 799 1742">(2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員40人以内をもって構成する。</p> <p data-bbox="261 1756 799 1935">(3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理（以下「長代理」という。）を指名する。</p>	<p data-bbox="831 512 1385 595">新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について</p> <p data-bbox="831 656 1385 882">新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のため、新型インフルエンザ等対策閣僚会議の下に、新型インフルエンザ等対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。</p> <p data-bbox="831 943 1385 1025">1 新型インフルエンザ等対策有識者会議</p> <p data-bbox="847 1039 1385 1167">(1) 有識者会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。</p> <p data-bbox="847 1180 1385 1361">①新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第6条第5項の規定に基づく意見。</p> <p data-bbox="847 1375 1385 1503">② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の円滑な推進を図るために必要な意見。</p> <p data-bbox="847 1516 1385 1742">(2) 有識者会議は、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下「学識経験者」という。）の中から内閣総理大臣が指名する構成員40人以内をもって構成する。</p> <p data-bbox="847 1756 1385 1935">(3) 内閣総理大臣は、構成員の中から有識者会議の長及び有識者会議の長の代理（以下「長代理」という。）を指名する。</p>

改正案	現行
<p>(4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。</p> <p>2 基本的対処方針等諮問委員会</p> <p>(1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。</p> <p>① 法第18条第4項に基づく意見。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。</p> <p>(2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め20人以内とする。</p> <p>(3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。</p> <p>(4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。</p> <p>(5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるいとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもか</p>	<p>(4) 長代理は有識者会議の長を補佐し、有識者会議の長に事故があるときは、長代理を有識者会議の長とする。長代理が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ内閣総理大臣が定めた順序で、有識者会議の長とする。</p> <p>2 基本的対処方針等諮問委員会</p> <p>(1) 有識者会議の下に、基本的対処方針等諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を開催する。諮問委員会は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣又は法第16条第1項の新型インフルエンザ等対策本部長に対し述べることとする。</p> <p>① 法第18条第4項に基づく意見。</p> <p>② ①に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の発生時の対策に関する必要な意見。</p> <p>(2) 諮問委員会は、有識者会議の長及び長代理並びに内閣総理大臣が指名する有識者会議の構成員をもって構成し、その総数は、有識者会議の長及び長代理を含め20人以内とする。</p> <p>(3) 諮問委員会の長は、有識者会議の長をもってこれに充て、諮問委員会の長の代理は、長代理をもってこれに充てる。</p> <p>(4) 1(4)の規定は、諮問委員会の長の代理について準用する。</p> <p>(5) 内閣総理大臣において特に緊急を要するため諮問委員会の構成員に参集を求めるいとまがないと認めるとき又は参集するよう努めたにもか</p>

改正案	現行														
<p>かわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第 18 条第 4 項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。</p> <p>(6) 諮問委員会の長は、(5) の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。</p>	<p>かわらず、なお構成員の過半数が出席できないときは、内閣総理大臣は、法第 18 条第 4 項に基づく意見を諮問委員会の長から聴取するものとする。</p> <p>(6) 諮問委員会の長は、(5) の規定により、意見を述べたときは、その旨及び意見の内容を次の諮問委員会において報告しなければならない。</p>														
<p>3 分科会</p> <p>(1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。</p>	<p>3 分科会</p> <p>(1) 有識者会議は、次の表の上欄に掲げる分科会を開催し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について検討する。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="240 1037 300 1193">名称</th> <th data-bbox="300 1037 467 1193">医療・公衆衛生に関する分科会</th> <th data-bbox="467 1037 635 1193">社会機能に関する分科会</th> <th data-bbox="635 1037 802 1193">新型コロナウイルス感染症対策分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="240 1193 300 1749">検討事項</td> <td data-bbox="300 1193 467 1749">医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項（<u>新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。</u>）。</td> <td data-bbox="467 1193 635 1749">登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。）。</td> <td data-bbox="635 1193 802 1749"><u>新型コロナウイルス感染症対策に関する事項（ワクチン接種に係る事項を含む。）。</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会	検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項（ <u>新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。</u> ）。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。）。	<u>新型コロナウイルス感染症対策に関する事項（ワクチン接種に係る事項を含む。）。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 1037 885 1099">名称</th> <th data-bbox="885 1037 1134 1099">医療・公衆衛生に関する分科会</th> <th data-bbox="1134 1037 1383 1099">社会機能に関する分科会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 1099 885 1323">検討事項</td> <td data-bbox="885 1099 1134 1323">医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。</td> <td data-bbox="1134 1099 1383 1323">登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会	検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。
名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会	新型コロナウイルス感染症対策分科会												
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項（ <u>新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。</u> ）。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会及び新型コロナウイルス感染症対策分科会の検討事項を除く。）。	<u>新型コロナウイルス感染症対策に関する事項（ワクチン接種に係る事項を含む。）。</u>												
名称	医療・公衆衛生に関する分科会	社会機能に関する分科会													
検討事項	医療等の提供体制の確保に係る事項等医療・公衆衛生に関する事項。	登録事業者の登録基準に係る事項等社会機能に関する事項（医療・公衆衛生に関する分科会の検討事項を除く。）。													
<p>(2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。</p>	<p>(2) 分科会に属すべき構成員は、有識者会議の構成員の中から内閣総理大臣が指名する。</p>														

改正案	現行
<p>(3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。</p> <p>(4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。</p>	<p>(3) 内閣総理大臣は、当該分科会に属する構成員の中から分科会の長を指名する。</p> <p>(4) 分科会の長に事故があるときは、当該分科会に属する構成員のうちから内閣総理大臣があらかじめ指名する者を分科会の長とする。</p> <p>(5) 内閣総理大臣は、分科会に、特別の事項を検討させるため必要があると認めるときは、学識経験者の中から臨時構成員を指名することができる。</p>
<p><u>(6) 有識者会議は、有識者会議の長が認める場合は、分科会の議決をもって有識者会議の議決とすることができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>4 構成員の参集 内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。</p>	<p>4 構成員の参集 内閣総理大臣は、有識者会議及び諮問委員会を開催するため、構成員の参集を求める。</p>
<p>5 関係行政機関の責務 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。</p>	<p>5 関係行政機関の責務 関係行政機関は、有識者会議、諮問委員会及び分科会（以下「有識者会議等」という。）の運営に最大限協力するものとし、正当な理由がない限り、有識者会議等からの資料提出及び説明聴取等の要請を拒むことはできないものとする。</p>
<p>6 意見の開陳等 有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席</p>	<p>6 意見の開陳等 有識者会議等の長は、必要と認める者に対して、有識者会議等への出席</p>

(案)

改正案	現行
<p>を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。</p> <p>7 庶務 有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。</p> <p>8 その他 1 から 7 までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。</p>	<p>を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。</p> <p>7 庶務 有識者会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。ただし、医療・公衆衛生に関する分科会に係るものについては、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に厚生労働省において処理する。</p> <p>8 その他 1 から 7 までに定めるもののほか、有識者会議等の運営に関し必要な事項は、有識者会議等の長が定める。</p>